

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 (建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を含む)) (案)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本案件は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業である。

平成27年9月1日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役 理事長 河野 一郎

◎調達機関番号 576 ◎所在地番号 13

### 1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 事業名 新国立競技場整備事業
- (3) 事業場所 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1ほか
- (4) 事業概要 新国立競技場の設計業務(基本設計、実施設計、設計意図伝達)、工事施工等業務(施工技術検討、工事施工)及び工事監理業務を行う。
- (5) 事業期間 基本的な協定の締結の翌日から平成32年4月30日。ただし、工期短縮に係る技術提案があった場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された事業期間とする。
- (6) 本事業は、技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と、基本的な協定の締結並びに基本設計、実施設計及び施工技術検討の契約を締結した後、設計の過程で基本的な協定に基づき価格等の交渉を行い、設計意図伝達、工事施工及び工事監理業務の契約を締結する事業である。
- (7) 本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

### 2 競争参加資格

#### (1) 基本的要件

- ① 本事業の参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者(以下「応募者」という。)は、2(2)から(5)までを全て満たす単体企業又は共同企業体であること。共同企業体は、次のアからウまでのいずれかの方式を選択し、技術提案の提出期限の日までに競争参加資格の認定を受けていなければならない。

#### ア 共同実施方式

共同企業体の各構成員が事業全体について共同実施する方式

#### イ 分担実施方式

共同企業体の各構成員が、設計業務、工事施工等業務又は工事監理業務の各業務のうち、各構成員が分担した業務のみを実施する方式

#### ウ 併用方式

共同企業体の各構成員が、設計業務、工事施工等業務又は工事監理業務の業務ごとに、一の企業による実施、分担した業務について各構成員が共同実施(以下「分担業務共同実施」という。)又は分担した業務について各構成員が業務を分割実施(以下「分担業務分割実施」という。)することにより事業を行う方式

- ② 応募者が共同企業体で、共同実施方式を選択して事業を行う場合、構成員の数は2以上6以下とする。
- ③ 応募者が共同企業体で、分担実施方式を選択して事業を行う場合、構成員の数は2又は3とする。
- ④ 応募者が共同企業体の場合、構成員のうち工事施工等業務を担当する者の中から代表者を定め、当該代表者が応募手続きを行うこと。  
なお、一者が各々の業務を兼ねて実施することは差支えない。
- ⑤ 応募者である共同企業体の構成員の変更は認めない。ただし、改善後の技術提案書の提出期限までの期間に限り、応募者である共同企業体の構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は独立行政法人日本スポーツ振興センターと協議するものとし、独立行政法人日本スポーツ振興センターがやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

#### (2) 応募者に共通の参加資格要件

応募者である単体企業又は共同企業体の各構成員は、次の要件を満たすこと。

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程(平成15年度規程第49号)第2条及び第3条の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有すること。
- ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知)若しくは「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置又は「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」(平成15年度細則第35号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④ 応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれもが、他の応募者でなく、また、他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。

⑤ 応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が他の応募者である単体企業又は共同企業体の構成員でないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、いずれの共同企業体の代表者でない場合を除く。詳細は説明書による。）。

⑥ 応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれもが、別途業務（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）を受託した企業又はこれらと資本関係又は人的関係がある者でないこと。詳細は説明書による。

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (3) 設計企業の参加資格要件

応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のうち設計業務を担当する者（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たす企業又は一の設計共同体（複数の設計企業が、分担業務共同実施又は分担業務分割実施により設計業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）であること。

① 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

② 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第32条で定める競争参加資格についての平成27・28年度設計・コンサルティング業務（以下「設計・コンサルティング業務資格」という。）のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

③ 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、管理技術者及び設計業務の分担業務分野を担当する主任技術者を配置できること。分担業務分野の内容や、管理技術者及び主任技術者に求める資格等は説明書による。

④ 設計企業が設計共同体である場合、設計業務について、分担業務共同実施又は分担業務分割実施のいずれかを選択し、本事業に係る設計共同体の属する共同企業体として設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

⑤ 設計共同体が、分担業務共同実施により設計業務を行う場合、当該設計共同体の構成員の数は2

以上とすること。また当該設計共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び②を満たしていること。

⑥ 設計共同体が、分担業務分割実施により設計業務を行う場合、当該設計共同体の構成員の数は2以上とすること。また当該設計共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び下記⑦を満たしていること。

⑦ 設計共同体の構成員のうち、建築関係業務を含む業務を分担する者は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。建築設備関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。土木関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「その他コンサルティング業務」の認定を受けていること。

### (4) 建設企業の参加資格要件

応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のうち工事施工等業務を担当する者（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たす企業、一の建設共同体（複数の建設企業が、分担業務共同実施により工事施工等業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）又は一の異工種建設共同体（異工種からなる複数の建設企業が、分担業務分割実施により工事施工等業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）であること。

① 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する建築工事業、電気工事業又は管工事業について、担当する工事に該当する許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

② 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、次のアからウまでの各工事に携わる企業は、文部科学省における各工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）

が、それぞれアからウに示す点数以上であること。

ア 建築一式工事 1,190点以上  
(共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員  
にあっては、990点以上)

イ 電気工事 1,100点以上  
(共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員  
にあっては、900点以上)

ウ 管工事 1,100点以上  
(共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員  
にあっては、900点以上)

③ 次のアからウまでのいずれかの実績を有していること。

ア 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、単体企業又は共同企業体の構成員が、平成7年以降に元請として完成・引渡し完了した下記AからCまでの全ての要件を満たす工事の施工実績(以下「代表企業実績」という。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。)

A 工種 建築一式工事

下記aの要件を満たす工事の施工実績を有すること。

a 同種工事

下記iの要件を満たす新築工事

i 建物規模及び用途：観客席数が15,000以上のスポーツ観戦施設

B 工種 電気工事

下記a又はbのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

a 同種工事

下記iからiiiまでの要件を満たす新築工事

i 建築規模及び用途：(4)③アA a iに同じ。

ii 工事種目：電灯設備又は火災報知設備

iii 上記iからiiまでは同一工事の実績であること。

b 類似工事

下記iからiiiまでの要件を満たす新築工事

i 建築規模及び用途：観客席数の合計が1,000以上のホール等を含む延べ床面積が10,000㎡以上の施設

ii 工事種目：電灯設備又は火災報知設備

iii 上記iからiiまでは同一工事の実績であること。

C 工種 管工事

下記a又はbのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

a 同種工事

下記iからiiiまでの要件を満たす新築工事

i 建物規模及び用途：(4)③アA a iに同じ。

ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備

iii 上記iからiiまでは同一工事の実績であること。

b 類似工事

下記iからiiiまでの要件を満たす新築工事

i 建築規模及び用途：(4)③アB b iに同じ。

ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備

iii 上記iからiiまでは同一工事の実績であること。

イ 建設共同体が、同一工種の工事を分担業務共同実施により工事施工等業務を行う場合、一者が代表企業実績を有し、その他の構成員は平成7年以降に元請として完成・引渡し完了した下記AからCまでの要件を全て満たす工事の施工実績(以下「構成員実績」という。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。)

A 工種 建築一式工事

下記a又はbの要件を満たす工事の施工実績を有すること。

a 同種工事

下記iの要件を満たす新築工事

i 建物規模及び用途：(4)③アA a iに同じ。

b 類似工事

下記iの要件を満たす新築工事

i 建物規模及び用途：(4)③アB b iに同じ。

B 工種 電気工事

下記aからcまでのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

a 同種工事

下記iからiiiまでの要件を満たす新築工事

i 建物規模及び用途：(4)③アA a iに同じ。

- ii 工事種目：電灯設備又は火災報知設備
- iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
- b 類似工事 1
  - 下記 i から iii までの要件を満たす新築工事
  - i 建物規模及び用途：(4) ③ア B b i に同じ。
  - ii 工事種目：電灯設備又は火災報知設備
  - iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
- c 類似工事 2
  - 下記 i から iv までの要件を満たす新築工事
  - i 建物規模：延べ床面積10,000㎡以上
  - ii 階数：地上5階以上
  - iii 工事種目：電灯設備又は火災報知設備
  - iv 上記 i から iii までは同一工事の実績であること。
- C 工種 管工事
  - 下記 a から c までのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
  - a 同種工事
    - 下記 i から iii までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模及び用途：(4) ③ア A a i に同じ。
    - ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備
    - iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
  - b 類似工事 1
    - 下記 i から iii までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模及び用途：(4) ③ア B b i に同じ。
    - ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備
    - iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
  - c 類似工事 2
    - 下記 i から iv までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模：延べ床面積10,000㎡以上
    - ii 階数：地上5階以上
    - iii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備
    - iv 上記 i から iii までは同一工事の実績であること。
- ウ 異工種建設共同体が、上記アのAからCまでの工種ごとに分担業務分割実施により工事施工等業務を行う場合、各々が実施する工種について、建築一式工事を担当する建設企業にあって

は代表企業実績のうちAを、電気工事を担当する建設企業にあっては代表企業実績のうちBを、管工事を担当する建設企業にあっては代表企業実績のうちCを有すること。また、電気工事又は管工事で工事種目をさらに分割して工事を分担する場合は、各々分割する工事種目毎に、電気工事を担当する建設企業にあっては構成員実績のうちBを、管工事を担当する建設企業にあっては構成員実績のうちCを有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。また、異工種建設共同企業体の構成員として実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。

- ④ 次のアからウまでの工種毎（電気工事又は管工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は工事種目毎）に、それぞれの要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

競争参加資格確認申請書提出時点において、配置予定の監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記の要件を満たしてなければならない。

#### ア 工種 建築一式工事

A 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

B 平成7年以降に元請として完成・引渡し完了した下記 a から c までのいずれかの要件を満たす新築の建築一式工事を施工した経験を有すること。

ただし、電気工事及び管工事、又はそのいずれかを含む建築一式工事として行う場合、監理技術者又は主任技術者にあつては、当該設備工事を含む建築一式工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。

#### a 同種工事

下記 i の要件を満たす新築工事

i 建物規模及び用途：(4) ③ア A a i に同じ。

#### b 類似工事 1

下記 i の要件を満たす新築工事

- i 建物規模及び用途：(4)③アB b i  
に同じ。
    - c 類似工事2  
下記 i から iv までの要件を満たす新築工事
      - i 建物規模：延べ床面積10,000㎡以上
      - ii 構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
      - iii 階数：地上5階以上かつ地下1階以上
      - iv 上記 i から iii までは同一工事の実績であること。
  - C 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
  - D 当該工事に配置予定の監理技術者又は主任技術者（建築一式工事として行う場合に配置する技術者を含む）（以下「配置予定技術者」という。）及びその他構成員の配置予定技術者については、所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- イ 工種 電気工事
  - A 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - B 平成7年以降に元請として完成・引渡しが完了した下記 a から c までのいずれかの要件を満たす新築の電気工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。
  - a 同種工事  
下記 i から iii までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模及び用途：(4)③アA a i  
に同じ。
    - ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備
    - iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
  - b 類似工事1  
下記 i から iii までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模及び用途：(4)③アB b i  
に同じ。
    - ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備
    - iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
  - c 類似工事2  
下記 i から iv までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模：延べ床面積10,000㎡以上
    - ii 階数：地上5階以上
    - iii 工事種目：空気調和設備（ただし、④ウで工事種目を分割して工事を分担する場合には、分割した工事種目（空気調和設備又は給排水設備）毎の施工経験を有すること。）
    - iv 上記 i から iii までは同一工事の実績であること。
- ウ 工種 管工事
  - A 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - B 平成7年以降に元請として完成・引渡しが完了した下記 a から c までのいずれかの要件を満たす新築の管工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。
  - a 同種工事  
下記 i から iii までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模及び用途：(4)③アA a i  
に同じ。
    - ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備
    - iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
  - b 類似工事1  
下記 i から iii までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模及び用途：(4)③アB b i  
に同じ。
    - ii 工事種目：空気調和設備又は給排水設備
    - iii 上記 i から ii までは同一工事の実績であること。
  - c 類似工事2  
下記 i から iv までの要件を満たす新築工事
    - i 建物規模：延べ床面積10,000㎡以上
    - ii 階数：地上5階以上
    - iii 工事種目：空気調和設備（ただし、④ウで工事種目を分割して工事を分担する場合には、分割した工事種目（空気調和設備又は給排水設備）毎の施工経験を有すること。）
    - iv 上記 i から iii までは同一工事の実績であること。

あること。

C アCに同じ。

D アDに同じ。

- ⑤ 建設共同体が工事施工等業務を行う場合、当該建設共同体の構成員の数は2以上6以下とし、技術提案の提出期限の日までに本事業に係る建設共同体の属する共同企業体として競争参加資格の認定を受けていること。また、当該建設共同体が上記③及び④を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び②を満たしていること。
- ⑥ 異工種建設共同体が工事施工等業務を行う場合、当該建設共同体の構成員の数は2以上6以下とし、技術提案の提出期限の日までに本事業に係る異工種建設共同体の属する共同企業体として競争参加資格の認定を受けていること。また、当該異工種建設共同体が上記③及び④を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①を満たし、かつ、分担する工事に該当する上記②を満たしていること。

#### (5) 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を担当する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たす企業又は一の監理共同体（複数の工事監理企業が、分担業務共同実施又は分担業務分割実施により工事監理業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）であること。

- ① 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。
- ③ 単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、工事監理者及び工事監理業務の分担業務分野を担当する主任技術者を配置できること。ただし、工事監理者は、(3)③の設計企業で配置する管理技術者及び(4)④で配置する監理技術者又は主任技術者との兼務は認めない。分担業務分野の内容や、工事監理者及び主任技術者に求める資格等は説明書による。
- ④ 工事監理企業が監理共同体である場合、工事監理業務について、分担業務共同実施又は分担業務分割実施のいずれかを選択し、本事業に係る監理共同体の属する共同企業体として競争参加資格の認定を受けていること。
- ⑤ 工事監理企業が監理共同体であり、工事監理業

務について分担業務共同実施を選択した場合、当該監理共同体の構成員の数は2以上とすること。また当該監理共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び②を満たしていること。

- ⑥ 工事監理企業が監理共同体であり、工事監理業務について分担業務分割実施を選択した場合、当該監理共同体の構成員の数は2以上とすること。また当該監理共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び下記⑦を満たしていること。
- ⑦ 監理共同体の構成員のうち、建築関係業務を含む業務を分担する者は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。建築設備関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。土木関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「その他コンサルティング業務」の認定を受けていること。なお、建築関係業務及び建築設備関係業務の分類の詳細は説明書による。

#### 3 優先交渉権者を選定するための評価項目

次の評価項目について、説明書に記載する評価基準により行った評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

- (1) 事業方針・実施体制  
(2) 事業課題に対する提案

#### 4 手続等

- (1) 担当部署 独立行政法人日本スポーツ振興センター管理部調達管財課 電話03-5410-9140 〒107-0061 東京都港区北青山二丁目8番35号
- (2) 説明書の交付期間及び場所 平成27年9月1日から平成27年9月17日まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。9時00分から17時00分まで。(1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法 平成27年9月18日17時00分。(1)に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）。
- (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法 平成27年11月16日12時00分。(1)に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）。

#### 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及

び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 虚偽の内容が記載されている競争参加資格確認申請書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 有
- (5) 契約書等作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
- (7) 技術提案書についての技術対話を行う。技術対話の詳細は、説明書による。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。
- (9) 2(3)②、2(4)②又は2(5)②に掲げる一般競争参加資格を満たしていない者も、4(3)により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、4(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (10) 詳細は説明書による。

## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KOHNO Ichiro, President, Japan Sport Council
- (2) Classification of services to be procured : 41, 42
- (3) Subject matter of the contract : Design Works and Construction Works of New National Stadium Japan.
- (4) Time-limit to submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 PM, 18, September, 2015.
- (5) Time-limit for the submission of proposals : 12:00 PM, 16, November, 2015.
- (6) Contact point for tender documentation: Procurement and Property Management Division, Department of General Affairs & Finance, Japan Sport Council. Address, 2-8-35 Kita-Aoyama Minato-ku Tokyo Japan, 107-0061. Phone +81-(0)3-5410-9140.